

こども家庭センター設置について

1. 概要

改正児童福祉法に伴い、妊産婦や乳幼児の相談等に対応する子育て世代包括支援センター（母子保健）と、家庭児童相談等に対応する子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）を統合し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とする包括的な総合窓口として、「こども家庭センター」を令和6年4月1日に設置します。

こども家庭センターでは、必要とする支援や地域社会資源等を取り入れた「サポートプラン」による産前産後の子育て支援や児童虐待への対応、ヤングケアラーへの支援、地域資源の開拓等を行います。

2. 事業内容

(1) 子育てワンストップ支援

支援を必要とする妊産婦や子育て世帯、18歳までの子どもを対象に、切れ目のない包括的な支援を提供するため、子ども未来課に総合窓口を設置します。

(2) 相談業務の充実

包括的な支援のための統括支援員、児童虐待に対応する虐待対応専門員、DV等の家庭相談に対応する女性相談支援員を配置し、専門的な支援を提供します。

(3) 支援体制の連携・協働

児童福祉施設、教育機関・教育委員会、障がい児支援機関、子ども食堂等の関係機関と連携し、複雑・多様化する問題や個々の家庭に応じた支援を行います。

(4) 地域子育て相談機関の整備

中学校区を目安に、既存の児童福祉施設等を「地域子育て相談機関」とし、妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる身近な窓口を設置します。（令和6年度はこころんに設置予定）

※こども家庭センター体系図

